

現職者共通研修「10.事例報告」登録・読み替え方法

兵庫県作業療法士会 2023.10 版

※事例報告への登録・読み替えは今年度の OT 協会費、県士会費を納めている事とする。

1. 事例報告対象となる場合

- 1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」にて発表する。
- 2) OT 協会学術部事例報告登録制度に登録する（現在 OT 協会では中止されています）
OT 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する。
(査読があるもののみ読み替え可能)
- 3) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例報告会を実施していると承認した SIG（他団体の学術集会等における事例発表も含む）にて筆頭発表する。
- 4) 生涯教育基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士が指導する施設団体等で行われる事例検討・報告会にて筆頭発表する。
- 5) MTDLP 実践者研修における事例検討会で事例発表する。この事例発表の基準は、MTDLP 事例検討会運営基準（MTDLP 研修制度研修シラバス参照）に基づくものとする（ただし、読み替える場合はファシリテーターが生涯教育制度基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士である場合に限る）。

※上記 4) を除き各報告会・検討会では基礎研修修了者以上がファシリテーターを務めることを原則とする。

2. 読み替え運用方法

- ・申請する会員は兵庫県作業療法士会 HP の「生涯教育制度について」のバナーページ内にある PDF 「10.事例報告履修申請書」をプリントアウトし、必要事項を記入する。
- ・以下の書類 1)・2) をレターパックプラスもしくはレターパックライトで兵庫県作業療法士事務局へ郵送する。
 - 1) 必要事項を記入した「10.事例報告履修申請書」
 - 2) 当該年度の県士会シールが貼付された研修受講カードのコピー
 - 3) 発表を証明する資料
- ・「読み替え可能」と判断された後、申請書に記載したメールアドレスに添付された指定口座に受講費 1,000 円を入金する。

3. 発表を証明する資料

- 1. 2) による申請は協会学術部事例報告登録制度の公開中と表示される画面をプリントアウトし提出する

- 1. 3) 4) による申請は、発表を証明する資料（抄録集・プログラムの該当欄）をコピーし提出する
- 1. 5) による申請は、①ファシリテーターの基礎研修修了証のコピーまたは「事例報告指導者」の基礎研修修了証のコピー、②現職者共通研修事例検討・事例報告「事例報告指導者」申請書、③抄録集・プログラムのコピー、または④レジユメのコピーを提出する
- 1. 6) による申請は、対面式の発表の場合は MTDLP 事例発表時に「事例報告履修申請書」を提出し読替えをする。オンラインでの発表の場合は発表の日時・場所が分かる資料と、発表に使った資料をコピーして提出する

4. 郵送先

レターパックの表には「10.事例報告読み替え」と朱書きし、差出人名の後に OT 協会番号の記載をお願いします。

〒653-0835 神戸市長田区細田町 5-2-25 神戸向井ビル東館 301 号
一般社団法人 兵庫県作業療法士会 事務局 宛

※ 事務局宛への郵送には必ずレターパックプラス(520 円)、もしくはレターパックライト (370 円) を使用してください。郵送のトラブルについて当士会は責任を負いかねます。

5. 登録期間

- 郵送は随時受け付ける。
- 4～7 月、8～11 月、12 月～3 月の年 3 回で区切り登録する。
- 4～7 月受付分は 8 月、8～11 月受付分は 12 月、12～3 月分受付分は 4 月に登録作業をする。

受付分	登録作業
4月～7月	8月
8月～11月	12月
12月～3月	4月

6. 登録完了の確認は OT 協会ポータルサイトの研修受講履歴で、事例報告登録を確認する。ただし、随時登録でないため、5. にある登録作業月の翌月以降に確認すること。

7. 申請取り消しを行う場合

- ・必要書類を郵送後に申請取り消しを行う場合は、県士会ホームページの【問い合わせ】から、申請取り消しを求める内容のメッセージを送信する。
- ・申請者が使用したレターパック代等の返金を行わない。
- ・入金後の取り消しに係る手数料は、申請者負担とする。